

(7) 災害医療及び原子力災害医療

①第6次愛媛県地域保健医療計画の進捗及び評価

県では、第6次愛媛県地域保健医療計画に基づき、発災後48時間以内の災害急性期において必要な医療が確保される体制の構築、急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制の構築の2点に配慮し、災害時に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる災害医療体制及び原子力災害医療体制の構築に取り組み、おおむね目標を達成している状況です。

厚生労働省が構築・運営する「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」に県内の全141病院が登録し、定期的な入力訓練を実施しているほか、災害拠点病院における多数傷病者対応訓練や管内の医療従事者を対象とした研修、DMA T等の受入れを想定した災害実動訓練について計画的に実施しました。

また、原子力災害医療においては、複合災害に備えて、災害医療との一体的な運用を図るため、災害医療対策部と緊急被ばく医療本部を統合して指揮命令系統を一元化したほか、県内全域で対応できる原子力災害医療体制を構築しました。

今後も継続して、関係機関との一層の連携強化や人材育成・確保を図ることが重要です。

[第6次愛媛県地域保健医療計画 災害医療・緊急被ばく医療 数値目標]

指標名	第6次計画作成時点			最新値			評価
	県計	目標値	達成年度	県計	時点	出典	
二次救急医療機関の耐震化率	56.7%	80.0%	29年度	73.8%	H29.5	国調べ	○
広域災害救急医療情報システム(EMIS)へ登録している病院の割合	44.8%	100.0%	29年度	100.0%	H29.4	県調べ	◎
全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合	75.0%	87.5%	できるだけ早期	87.5%	H29.4	国調べ	○
災害拠点病院のうち、災害に備えて医療資機材の備蓄を行っている病院の割合	75.0%	100.0%	29年度	100.0%	H29.4	国調べ	◎
災害拠点病院のうち、受水槽の保有や井戸設備の整備を行っている病院の割合	100.0%	—	—	受水槽：100% 井戸：50%	H29.4	国調べ	◎
災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄している病院の割合	75.0%	100.0%	29年度	食料：87.5% 飲料水：87.5% 医薬品：100%	H29.4	国調べ	○
災害拠点病院のうち、病院敷地内にヘリポートを有している病院の割合	25.0%	50.0%	29年度	50.0%	H29.4	国調べ	◎
災害拠点病院のうち、傷病者が多数発生した場合を想定した訓練を実施している病院の割合	87.5%	100.0%	29年度	100%	H27 実績	県調べ	◎
災害基幹拠点病院が、地域災害拠点病院の職員に対して実施した災害医療研修	20人 (累積)	10人/年以上	29年度	33名(累積)	H25～ 28実績	県調べ	○
災害基幹拠点病院における県内の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数	3回 (累積)	1回/年以上	29年度	10回(累積)	H25～ 28実績	県調べ	◎
災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県が派遣調整本部のコーディネート機能の確認を行う災害実動訓練実施回数	1回 (累積)	1回/年以上	29年度	3回(累積)	H26～ 28実績	県調べ	◎
災害時の医療チーム等の受入を想定し、保健所管轄区域や市町村単位で地域災害医療対策会議のコーディネート機能の確認を行う災害実動訓練実施箇所及び回数	0回 (累積)	6回/年以上	29年度	3回(累積)	H29.4	県調べ	○

②概況

災害時には、通常の医療体制が十分に機能しない中で、多数の傷病者が発生することが想定され、限られた時間・人・物の中で最大限の効果を得るという視点に立って、救助・搬送・医療活動はもとより、情報の収集・提供、関係機関への指示・要請、医療スタッフ・医薬品等の確保等を含めた総合的かつ広域的な体制を迅速に立上げ、稼働させることが重要です。

特に本県は、今後 30 年以内に東南海地震が 70%、南海地震が 60% 程度の確率で発生すると予測されているほか、四国唯一の原子力発電所が設置されていることから、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた複合災害を想定した医療救護体制の構築等、平時から関係機関が連携し、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

平成 28 年 4 月に起こった熊本地震では、本県を含め、全国から D M A T や日本赤十字社、日本医師会の救護班等が参集し、被災傷病者の診療支援、被災病院の入院患者搬送等の医療救護活動が展開されました。

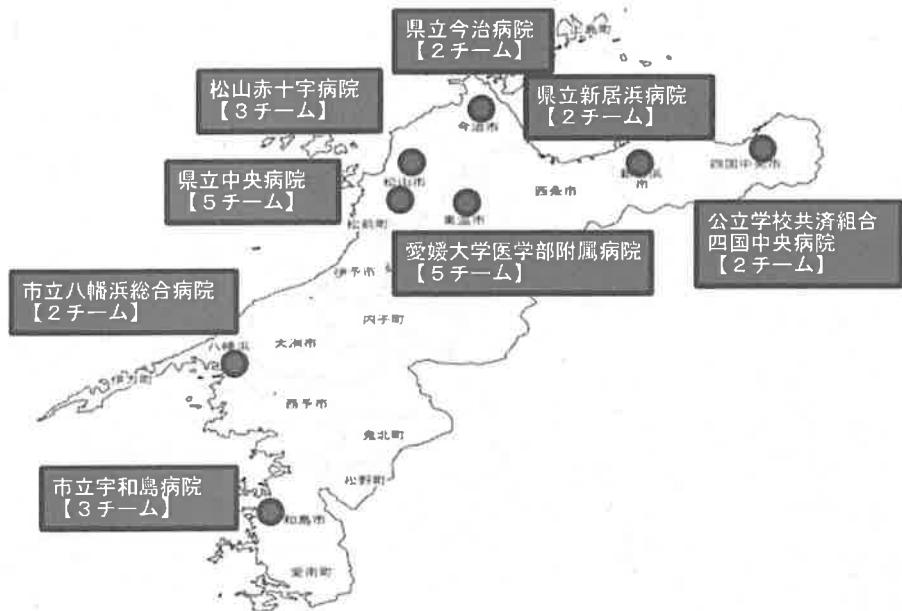
▼災害拠点病院

災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保する災害（基幹）拠点病院を整備することにより災害時の医療を確保しています。

区分	圏域	病院名	指定年度
災害基幹拠点病院	全県	県立中央病院	平成 9 年 2 月 17 日
災害拠点病院	宇摩	公立学校共済組合四国中央病院	平成 22 年 4 月 1 日
	新居浜・西条	県立新居浜病院	平成 9 年 2 月 17 日
	今治	県立今治病院	"
	松山	松山赤十字病院 愛媛大学医学部附属病院	"
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院	平成 17 年 11 月 21 日
	宇和島	市立宇和島病院	"

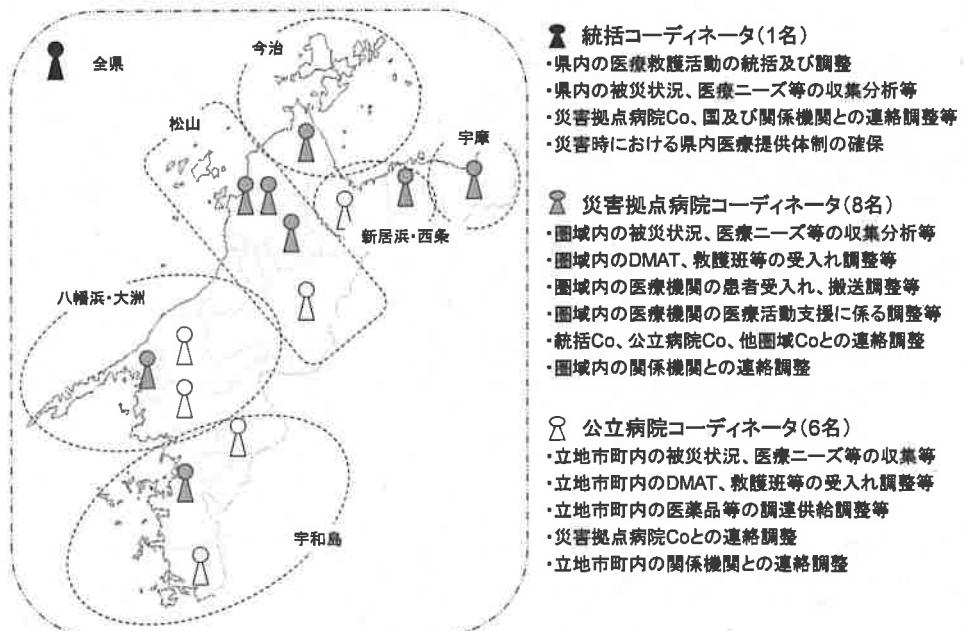
▼災害派遣医療チーム（D M A T）

D M A T の増設を進めてきたほか、D M A T 用車両や通信機器、携行用医療資機材の整備等、活動体制の強化に努めています。（8 病院 24 チーム：平成 29 年 4 月現在）



▼災害医療コーディネータ

災害時に、行政や関係機関と連携し、医療ニーズ等の集約や、それを踏まえた人的・物的調整を行う災害医療コーディネータ 15 名を災害医療対策部、8 つの災害（基幹）拠点病院、6 つの公立病院に設置しています。



▼原子力災害医療機関

原子力災害時に、被ばく傷病者等を受け入れて適切な診療等を行い、原子力災害医療派遣チームを保有する「原子力災害拠点病院（4 病院）」を指定しています。

また、被ばく傷病者等の初期診療、避難入院患者の受け入れ等の原子力災害拠点病院の支援や、県等が行う安定ヨウ素剤配布、避難退却時検査等の原子力災害対策を支援する「原子力災害医療協力機関（17 機関：10 病院・7 団体）」を登録しています。



③圏域の設定

圏域	対象市町
全県	20市町

[設定理由]

全県単位でDMA Tや救護班等の派遣調整等を行う必要であることから、災害医療体制、原子力災害医療体制とともに、全県を医療圏とします。

その上で、二次医療圏単位で、災害（基幹）拠点病院及び原子力災害拠点病院が中心となり、地域の実情に応じた災害医療体制や原子力災害医療体制、大規模災害時を想定した国や他県との広域連携体制の構築を目指します。

④各機能における目的、求められる機能、現状、課題及び対策

▼災害拠点病院

[目的]

DMA Tの派遣機能を有し、24時間緊急対応し傷病者を受け入れるなど、災害時に拠点となる医療機関において医療救護活動を行うことにより、救命できるはずの被災者が救命される。

[現状]

- ・災害基幹拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であり、災害時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤を維持し、必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機や適切な容量の受水槽や井戸の整備、飲料水・食料、医薬品、医療資機材等を備蓄しています。
- ・自病院が被災しても早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画（BCP）を整備しています。

[課題・求められる機能]

災害時に、多数の傷病者が必要な医療を受けられるためには、災害時においても、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、多数の患者に対応できる施設・設備、医療従事者を確保する必要があります。

なお、国際情勢の緊張感の高まりや、国際競技大会等をターゲットにしたテロ発生時の医療救護体制の構築が求められます。

[対策]

- ・各灾害（基幹）拠点病院において、医療施設の耐震化や衛星電話等の災害に備えた設備整備を促進し、拠点機能の強化を図ります。
- ・平成17年度から整備してきたDMA-Tについては、引き続き、研修等を通じたスキルアップやチーム数の増、運用体制の整備を図るとともに、チーム間の連携を図ります。
- ・県総合防災訓練や国の大規模地震時医療活動訓練等において、二次救急医療機関や救護所等からの重症者の受け入れやドクターへリによる傷病者の搬送を含めた総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、関係機関が実施する各種訓練へ積極的に参加します。
- ・被災後早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練に取り組みます。
- ・NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロ発生時の医療救護活動に対応可能な資機材の整備や医療従事者の育成に取り組みます。

▼災害拠点病院以外の病院

[目的]

災害時においても早期に診療機能を回復して傷病者を受け入れるとともに、救護所への救護班派遣等の医療救護活動を行うことにより、救命できるはずの被災者が救命される。

[現状]

- ・県内全ての141病院を救護病院に指定するとともに、日本赤十字社をはじめ、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、柔道整復師会及び災害リハビリテーション連絡協議会と災害時の支援協定を締結し、救護班の派遣等について協力関係を構築しています。

[課題・求められる機能]

災害時に、多数の傷病者が必要な医療を受けられるためには、救護所へ日本赤十字社や医師会等の救護班を派遣するとともに、救護所で対応できない重症者及び中等症者を救護病院で受け入れる体制の整備が必要です。

〔対策〕

- ・各医療機関が施設の耐震改修に主体的に取り組むよう、引き続き、耐震化の重要性を啓発するとともに、建築担当部局及び防災担当部局と連携して耐震化の促進を図ります。
- ・二次救急医療機関を対象に、災害医療に関する知識やノウハウの習得、多数傷病者の受入れ、災害時の情報伝達（EMI S及び衛星電話等）等実務面での対応力向上を図る医療従事者研修を継続して実施します。
- ・県外から派遣されたD M A Tや日本赤十字社・医師会救護班等の被災地活動を補完・支援するチームを養成します。
- ・災害時に、関係団体の救護班等が円滑に医療救護活動を実施できるよう、県総合防災訓練や関係機関が実施する各種訓練へ積極的に参加します。
- ・医療機関自らが被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（B C P）の策定促進や、院内防災訓練等の実施支援に努めます。

▼自治体

〔目的〕

災害時に設置する県災害医療対策部の機能が発揮され、医療機関や搬送機関、D M A T、日本赤十字社・医師会救護班等関係機関と連携した医療救護活動により、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

- ・災害基幹拠点病院の統括コーディネータ（県立中央病院災害医療センター長）が、災害医療対策部長として災害対策本部に参画し、全県的な医療救護活動のコーディネートや災害対策本部の各対策部間、関係機関間の調整等を実施しています。
- ・全県レベルの「愛媛県災害医療対策協議会」、圏域レベルの「地域災害医療対策会議」において、県・市町と日本赤十字社、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等関係団体、自衛隊等関係機関との連携強化を図り、災害医療体制の構築を進めています。
- ・多数傷病者対応研修や国・関係機関が実施する各種研修への参加を通じて、災害医療従事者の育成に取り組むとともに、行政・関係機関と連携して各種調整を行う災害医療コーディネータの資質向上に努めています。
- ・電気や水等のインフラに大きく依存する透析医療機関（県内 53 施設）は、被災状況に応じて透析患者の受入調整等を行うネットワークを構築しています。

〔課題・求められる機能〕

災害時に、多数の傷病者が必要な医療を受けられるためには、県・市町は、災害時の拠点となる施設や資機材の整備、訓練や研修を通じた関係機関との連携強化、人材育成に取り組むことが必要です。

〔対策〕

- ・災害時に、災害医療コーディネータや保健所、関係団体等との連携強化を図るため、避難所、救護所等の情報収集・共有、救護班等の受入・派遣、医薬品等の供給調整等を円滑に行う「地域災害医療対策会議」の運営訓練に取り組みます。
- ・県主催の研修や訓練を通じて、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、透析医会、小児・周産期災害リエゾン研修の受講者等と連携を図り、災害医療体制の充実・強化を進めます。
- ・保健所において、災害発生時の情報収集・分析や多種多様な活動チームの派遣調整等を行うロジスティック要員及び災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の養成により、保健医療活動に関する保健所の総合調整機能を強化します。
- ・災害急性期を脱した後も避難所等の被災者に対する感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケア等で継続的な支援体制を構築するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等災害時要配慮者へのサポート体制の構築に取り組みます。
- ・重症者の県外搬送を迅速かつ円滑に実施するため、松山空港で広域医療搬送拠点（S C U）の運営訓練を実施し、災害拠点病院をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。
- ・ドクターへりについては、災害時にもその機能を最大限発揮できるよう、ランデブーポイントの拡充を図るとともに、県総合防災訓練等を通じて、関係機関との連携協力体制を構築します。
- ・透析患者の受入調整の強化に取り組むとともに、被災地外へ移送した透析患者に迅速かつ的確な透析医療が行われるよう関係機関と連携して、患者情報を記載した「人工透析患者連絡カード」の普及を図ります。

▼原子力災害医療体制

〔目的〕

原子力災害時に被ばくや汚染した傷病者等に対して、関係機関と連携して迅速で適切な医療を提供することで、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

国の原子力災害対策指針に基づいて、必要な原子力災害医療体制の整備に取り組んでいます。

原子力災害時には、県において災害医療対策部（災害医療と同じ体制）を設置し、原子力災害医療調整官（県立中央病院災害医療センター長）のもと、国、市町、原子力事業者、医療機関、搬送機関が連携して、傷病者の医療機関への搬送調整、医療機関等への医療チームの派遣調整、住民に対するスクリーニング（汚染検査）及び簡易除染の実施、安定ヨウ素剤の配布及び服用指示等を行っています。

県の原子力災害医療体制の強化に向けて、専門的な立場から指導、助言及び協力等を行う緊急被ばく医療アドバイザーを11名（医師：9名、診療放射線技師：2名）委嘱し、原子力防災訓練の企画・実施を通じ、医療機関との連携・協力体制を構築して

います。

[課題・求められる機能]

原子力災害時に、必要な医療を提供するためには、訓練や研修等を通じた関係機関との連携強化や人材育成のほか、放射線測定機器等の原子力災害医療特有の資機材整備など、原子力災害医療の機能強化を図る必要があります。

また、万一の原子力災害発生に備え、安定ヨウ素剤緊急配布や避難退域時検査・簡易除染等住民避難行動に係る対策についても、更なる実効性の向上に努める必要があります。

[対策]

- ・原子力災害拠点病院に設置する原子力災害医療派遣チームの充実・強化に取り組みます。
- ・原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関において、適切な原子力災害医療が実施できる施設、設備、資機材の整備に努めます。
- ・汚染傷病者の受入対応等原子力災害医療協力機関の機能強化に努めます。
- ・原子力災害医療従事者の知識・技術の向上を図るため、各機関の機能や役割に応じた研修、実災害時に近い想定下での訓練を通じて、原子力災害医療体制の実効性向上に取り組みます。
- ・原子力災害医療体制の機能強化を図るため、緊急被ばく医療アドバイザーの増員を目指します。
- ・緊急被ばく医療アドバイザーミーティング等において、原子力災害医療に関する運用等を引き続き協議・検討し、搬送体制を含め原子力災害医療体制の充実・強化を図ります。
- ・伊方発電所PAZ住民に対して、安定ヨウ素剤の事前配布率の向上に努めます。
- ・住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、安定ヨウ素剤の緊急配布や避難退域時検査等に要する人員の確保及び資機材の整備・拡充を図るとともに、研修や訓練を通じて、適切に実施できる体制づくりに努めます。

⑤数値目標

項目	現状値（H29年度）	目標値
愛媛DMA-Tの活動実績	無	一
県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等県内関係団体の活動実績	無	一
原子力災害派遣医療チームの活動実績	無	一
航空機を使用した被災地外への傷病者搬送実績	無	一
県外からの救護班等外部支援の活動実績	無	一

* 災害医療の対象は「医療を提供できれば防ぎうる死」を回避することにあり、限られた医療資源を最大限活用し、「災害時に、救命できるはずの被災者が救命される」ことを第7次計画

の目的とします。

なお、当該目的に関する救護班等の活動実績や、航空機を使用した被災地外への傷病者の搬送実績等は、個々の災害の規模や発災時の医療ニーズ・資源等に影響され、目標の数値化ができないことから、目標設定は行わないこととします。

(参考) 整備目標

医療機能	指標名	現状		計画	
		現状値	時点	計画値	時点
災害拠点 病院	全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合	87.5%	平成29年4月	100.0%	2021年度
	DMA T (24チーム) の隊員数	138人	平成29年4月	168人	2023年度
災害拠点 病院以外 の病院	二次救急医療機関の耐震化率	73.8%	平成29年5月	86.9%	2023年度
	県外医療チームの活動を補完・支援するチームの数	6チーム	平成29年12月	42チーム	2023年度
	DMA T・救護班等県外医療チームの活動を補完・支援するチーム研修の受講者数	31人	平成29年12月	211人	2023年度
自治体	保健所長を補佐し、救護班等の派遣調整を行うロジスティック要員の数	0人	平成29年度	48人	2021年度
原子力災害 医療体制	原子力災害医療派遣チームの構成員数	93人	平成29年度	120人	2023年度

- ・災害拠点病院の耐震化：災害時の医療救護活動の拠点となるため、全施設の耐震化を目指す。
- ・DMA T隊員数：発災直後に人員を確保する必要があることから、年5人程度の増員を目指す。
- ・二次救急医療機関の耐震化率：現在耐震化工事を検討している二次救急医療機関（7病院）の耐震化を目指す。
- ・県外医療チームの支援チーム数及び受講者数：災害拠点病院を除く全ての二次救急医療機関（53病院）に設置するため、本計画期間中に36チーム、180人を整備する。
- ・ロジスティック要員の数：各DMA T (24チーム) に2人ずつ養成する。
- ・各原子力災害医療派遣チーム（4チーム）に30人ずつ構成員を整備する。

地域防災計画に定める「医療救護体制の確保」のあらまし

- 1 実施体制 市町（近隣市町、県、その他の医療機関の応援）
災害救助法が適用された場合は県、日本赤十字社愛媛県支部
- 2 災害医療コーディネータの設置
(1) 統括コーディネータ…愛媛県全体の医療救護活動を統括 計 1 名
(2) 災害拠点病院コーディネータ…二次医療圏域内の医療救護活動を調整
○公立学校共済組合四国中央病院、県立新居浜病院、県立今治病院、県立中央病院、
松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院
計 8 名
(3) 公立病院コーディネータ…市町内の医療救護活動を調整
○西条市立周桑病院、久万高原町立病院、市立大洲病院、市立西予市民病院、
鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院 計 6 名
- 3 県が派遣する救護班の種類及び編成
○種類 保健所・公的医療機関、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、旧国立病院等
○編成 医師 1～2 人、保健師・看護師 4～5 人、事務職員 1～2 人
- 4 災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣及び派遣要請
県内の D M A T（県立中央病院、公立学校共済組合四国中央病院、県立新居浜病院、
県立今治病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、市立八幡浜総合病院、
市立宇和島病院）※必要に応じて他県又は国に対して派遣を要請
- 5 初期医療体制の整備
市町地域防災計画に、救護所の設置箇所、医療救護用の資機材の備蓄等を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行う。
- 6 後方医療体制等の整備
(1) 救護病院、救護診療所（県が選定）
○救護所で対応できない傷病者を収容し、医療を提供する。
○県内の全病院（141）、病院のない旧町村区域は公立診療所（7） 計 148 施設
(2) 災害（基幹）拠点病院（県が指定）
○災害時における広域的な医療拠点、救護班の派遣等
○公立学校共済組合四国中央病院、県立新居浜病院、県立今治病院、県立中央病院（基幹）、
松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院
計 8 施設
(3) 三次医療救急施設
東・中・南予救命救急センター、愛媛大学医学部附属病院 計 4 施設
- 7 大規模災害時における民間との協定
(1) 災害時の医療救護に関する協定
・(一社)愛媛県医師会（平成 8 年 2 月 1 日）
・(一社)愛媛県歯科医師会・(一社)愛媛県薬剤師会・(公社)愛媛県看護協会（平成 15 年 4 月 9 日）
(2) 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定
・(公社)愛媛県接骨師会（平成 19 年 3 月 19 日）
(3) 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定
・愛媛県医薬品卸業協会（平成 15 年 4 月 9 日）
(4) 災害時における被災者支援に関する協定
・愛媛県薬事振興会（平成 24 年 6 月 18 日）
(5) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定
・(一社)日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部（平成 24 年 3 月 26 日）

(6) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定
・愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（平成28年2月14日）

8 広域的救護活動の調整

隣接県に対する傷病者の受け入れ要請、他県等からの救護班・DMA T、医薬品等の受け入れ調整など

9 広域医療搬送

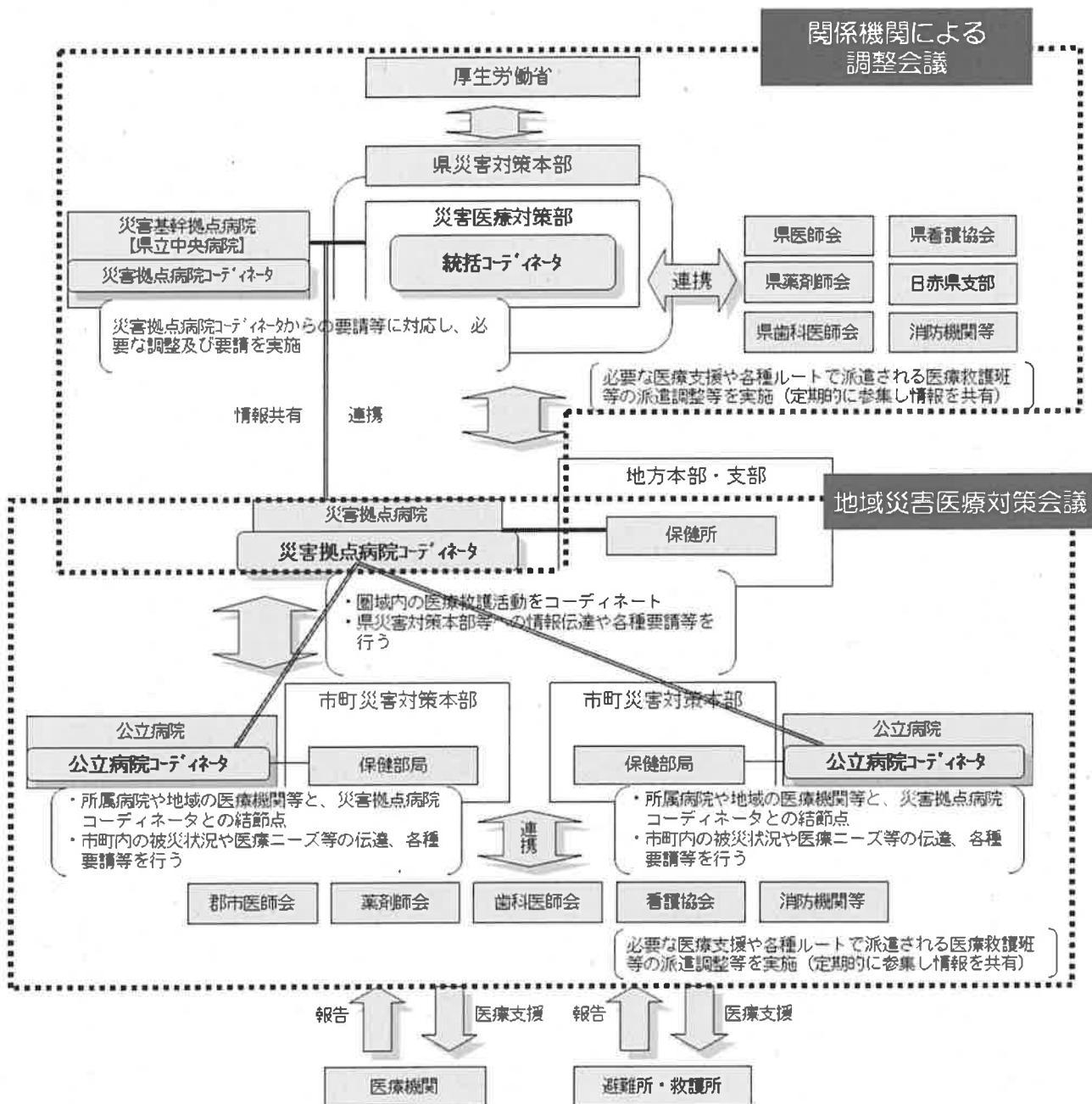
県は広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点の設置場所、運営方針、協力・連携機関等に係る計画を予め定める。

10 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

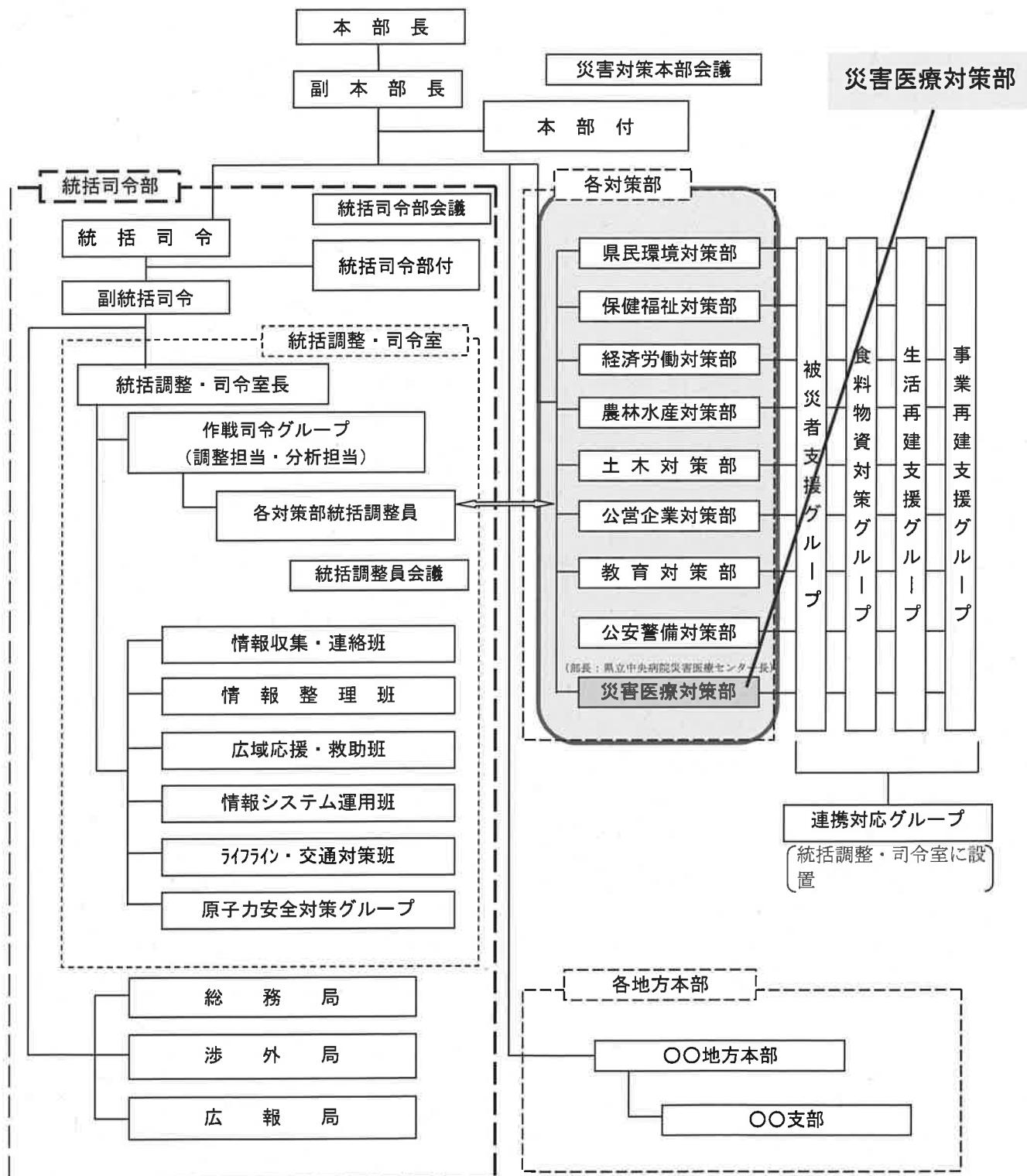
11 災害情報の収集・連絡体制の整備（救急医療情報システム等を活用した情報通信手段の多重化）

12 医療機関の機能確保・充実（耐震性確保、自家発電、貯水槽等の整備、防災マニュアルの作成等）

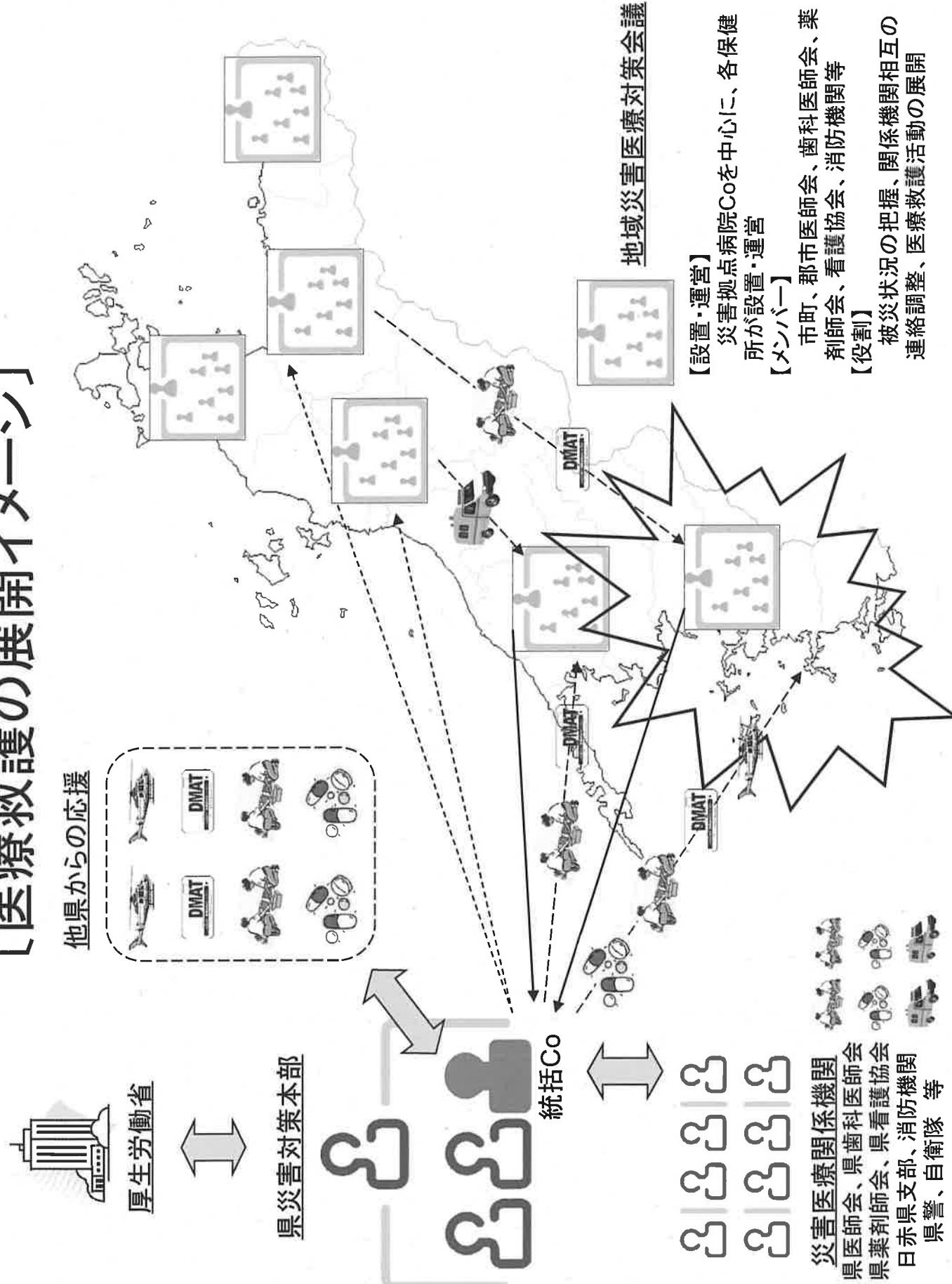
◆本県の災害医療体制



〔災害対策本部組織図〕

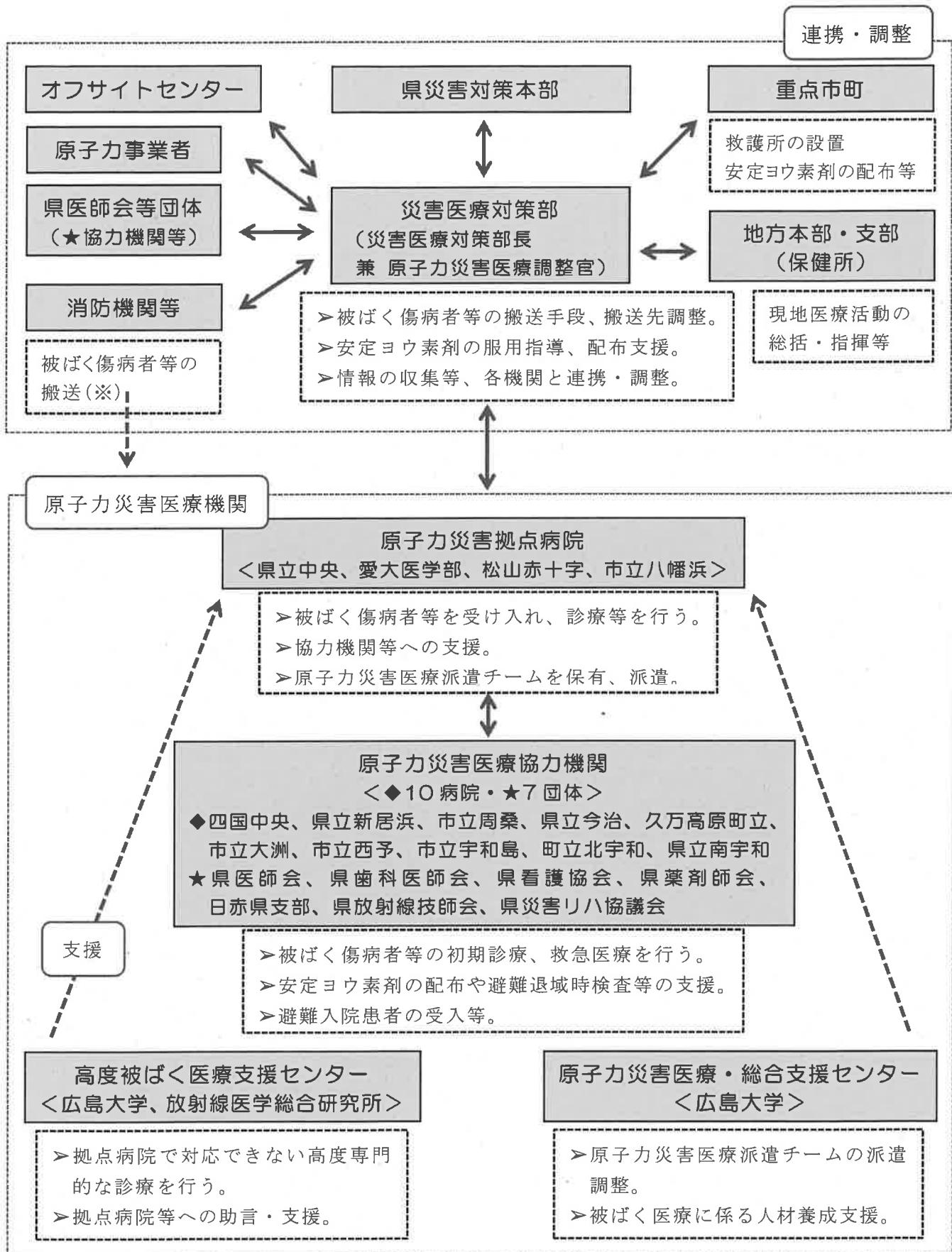


[医療救護の展開イメージ]



〔原子力災害医療体制〕

(H29.2.1 指定・登録)



(※) 被ばく傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

また、緊急を要する場合は、県消防防災ヘリ等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として事業所内で発生した被ばく者に対応する。

救護病院一覧表（平成29年6月末時点） ※愛媛県では、県内の全病院(141病院)を救護病院に指定

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 病院○
宇摩	1	公立学校共済組合四国中央病院	799-0193	四国中央市 川之江町2233	0896-58-3515	275 (229)	○	◎ ○
宇摩	2	長谷川病院	799-0111	四国中央市 金生町下分1249-1	0896-58-5666	160 (160)	—	○
宇摩	3	石川記念会HITO病院	799-0121	四国中央市 上分町788-1	0896-58-2222	257 (257)	—	○
宇摩	4	西岡病院	799-0421	四国中央市 三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	○
宇摩	5	豊岡台病院	799-0435	四国中央市 豊岡町長田字桶ノ上603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	○
宇摩	6	公立学校共済組合三島医療センター	799-0422	四国中央市 中之庄町1684-2	0896-23-2515	70 (66)	—	○
宇摩	7	栗整形外科病院	799-0422	四国中央市 中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	○
宇摩	8	松風病院	799-0712	四国中央市 土居町入野970	0896-74-2001	249 (45)	—	○
宇摩	9	惠康病院	799-0724	四国中央市 土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	○
新居浜・西条	10	財団新居浜病院	792-0828	新居浜市 松原町13-47	0897-43-6151	415 (0)	—	○
新居浜・西条	11	十全第二病院	792-0844	新居浜市 角野新田町1-1-28	0897-41-2222	250 (0)	—	○
新居浜・西条	12	愛媛労災病院	792-8550	新居浜市 南小松原町13-27	0897-33-6191	300 (300)	○	○
新居浜・西条	13	県立新居浜病院	792-0042	新居浜市 本郷3-1-1	0897-43-6161	313 (290)	○	▲ ◎ ○
新居浜・西条	14	十全総合病院	792-8586	新居浜市 北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	○	○
新居浜・西条	15	新居浜山内病院	792-0022	新居浜市 徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	○
新居浜・西条	16	住友別子病院	792-8543	新居浜市 王子町3-1	0897-37-7111	360 (360)	○	○
新居浜・西条	17	新居浜協立病院	792-0017	新居浜市 若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	○
新居浜・西条	18	岩崎病院	792-0045	新居浜市 中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	○
新居浜・西条	19	循環器科林病院	792-0834	新居浜市 中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	○
新居浜・西条	20	新居浜徳洲会病院	792-0043	新居浜市 土橋2-2-2	0897-43-0550	60 (60)	—	○
新居浜・西条	21	立花病院	792-0826	新居浜市 喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	○
新居浜・西条	22	西条道前病院	793-0010	西条市 飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	360 (0)	—	○
新居浜・西条	23	西条中央病院	793-0027	西条市 朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	○
新居浜・西条	24	村上記念病院	793-0030	西条市 大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	○
新居浜・西条	25	西条愛寿会病院	793-0035	西条市 福武字蔵尾甲158-1	0897-55-2300	180 (180)	—	○
新居浜・西条	26	西条市民病院	799-1104	西条市 小松町妙口甲1521	0898-72-4111	101 (101)	—	○
新居浜・西条	27	済生会西条病院	793-0027	西条市 朔日市字榎ヶ坪269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	○
新居浜・西条	28	西条市立周桑病院	799-1341	西条市 壬生川131	0898-64-2630	350 (185)	○	○
新居浜・西条	29	共立病院	799-1353	西条市 三津屋南9-10	0898-64-2662	86 (86)	—	○
新居浜・西条	30	渡部病院	799-1371	西条市 周布331-1	0898-64-1200	52 (52)	—	○
新居浜・西条	31	横山病院	799-1101	西条市 小松町新屋敷甲286	0898-72-2121	36 (36)	—	○

救護病院一覧表（平成29年6月末時点） ※愛媛県では、県内の全病院(141病院)を救護病院に指定

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 病院○
今治	32	正光会今治病院	799-1598	今治市 高市甲786-13	0898-48-2560	293 (0)	—	○
今治	33	今治市医師会市民病院	794-0026	今治市 別宮町7-1-40	0898-22-7611	55 (51)	—	○
今治	34	白石病院	794-0041	今治市 松本町1-5-9	0898-32-4135	100 (100)	—	○
今治	35	今治第一病院	794-0052	今治市 宮下町1-1-21	0898-23-1650	90 (90)	—	○
今治	36	三木病院	794-0057	今治市 泉川町1-3-45	0898-32-4680	70 (70)	—	○
今治	37	きら病院	794-0028	今治市 北宝来町1-3-5	0898-31-5711	30 (30)	○	○
今治	38	放射線第一病院	794-0054	今治市 北日吉町1-10-50	0898-23-3358	110 (110)	—	○
今治	39	井出病院	794-0015	今治市 常盤町7-3-6	0898-32-2866	35 (35)	—	○
今治	40	美須賀病院	794-0037	今治市 黄金町3-4-8	0898-32-1212	99 (99)	—	○
今治	41	菅病院	794-0056	今治市 南日吉町2-3-21	0898-32-5092	40 (40)	—	○
今治	42	吉野病院	794-0038	今治市 末広町1-5-5	0898-32-0323	90 (90)	—	○
今治	43	木原病院	794-0026	今治市 別宮町3-7-8	0898-23-0634	73 (73)	—	○
今治	44	瀬戸内海病院	794-0028	今治市 北宝来町2-4-9	0898-23-0655	97 (97)	—	○
今治	45	今治セントラル病院	794-0041	今治市 松本町2-6-6	0898-22-5251	70 (70)	—	○
今治	46	消化器科久保病院	799-2116	今治市 内堀1-1-19	0898-41-3233	39 (39)	—	○
今治	47	光生病院	794-0022	今治市 室屋町3-2-10	0898-22-0468	51 (51)	—	○
今治	48	村上病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-37	0898-22-8833	67 (67)	—	○
今治	49	山内病院	794-0063	今治市 片山3-1-40	0898-32-3000	50 (50)	—	○
今治	50	済生会今治病院	799-1592	今治市 喜田村7-1-6	0898-47-2500	191 (191)	—	○
今治	51	今治南病院	794-0862	今治市 四村103-1	0898-22-7300	63 (63)	—	○
今治	52	高山内科病院	794-0025	今治市 大正町3-5-8	0898-22-7720	31 (31)	—	○
今治	53	県立今治病院	794-0006	今治市 石井町4-5-5	0898-32-7111	320 (270)	○	◎ ○
今治	54	整形外科藤井病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-38	0898-24-1000	39 (39)	—	○
今治	55	広瀬病院	799-1504	今治市 挙志1-26	0898-47-0100	57 (57)	—	○
今治	56	内科・消化器科羽鳥病院	794-0043	今治市 南宝来町3-2-3	0898-22-2898	33 (33)	—	○
今治	57	高木眼科病院	794-0028	今治市 北宝来町2-3-1	0898-31-7500	30 (30)	—	○
今治	58	鈴木病院	794-0026	今治市 別宮町2-1-5	0898-23-0500	36 (36)	—	○
今治	59	済生会今治第二病院	794-0054	今治市 北日吉町1-7-43	0898-23-0100	30 (30)	—	○
今治	60	波方中央病院	799-2102	今治市 波方町大字樋口甲1683-1	0898-41-5911	131 (131)	—	○
今治	61	大三島中央病院	794-1304	今治市 大三島町宮浦5318	0897-82-1111	28 (28)	—	○
松山	62	増田病院	791-8013	松山市 山越3-5-24	089-924-7804	54 (54)	—	○

救護病院一覧表（平成29年6月末時点） ※愛媛県では、県内の全病院(141病院)を救護病院に指定

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 病院○
松山	63	栗林病院	791-0101	松山市 溝辺町甲331	089-977-3311	124 (124)	—	○
松山	64	松山記念病院	791-8022	松山市 美沢1-10-38	089-925-3211	743 (0)	—	○
松山	65	真光園	791-1112	松山市 南高井町1491	089-975-2000	217 (0)	—	○
松山	66	久米病院	790-0924	松山市 南久米町723	089-975-0503	203 (19)	—	○
松山	67	堀江病院	799-2652	松山市 福角町甲1582	089-978-0783	200 (0)	—	○
松山	68	国立病院機構四国がんセンター	791-0245	松山市 南梅本町甲160	089-999-1111	405 (405)	—	○
松山	69	NTT西日本松山病院	790-0802	松山市 喜与町1-7-1	089-936-2461	78 (78)	○	○
松山	70	松山赤十字病院	790-8524	松山市 文京町1	089-924-1111	681 (678)	○	◎ ○
松山	71	松山市民病院	790-0067	松山市 大手町2-6-5	089-943-1151	432 (432)	—	○
松山	72	松山協和病院	790-0966	松山市 立花5-1-53	089-932-1712	78 (78)	—	○
松山	73	野本記念病院	790-0003	松山市 三番町5-12-1	089-943-0151	99 (99)	—	○
松山	74	奥島病院	790-0843	松山市 道後町2-2-1	089-925-2500	184 (184)	—	○
松山	75	松山笠置記念心臓血管病院	790-0023	松山市 末広町18-2	089-941-2288	48 (48)	—	○
松山	76	松山城東病院	790-0915	松山市 松末2-19-36	089-943-7717	90 (90)	—	○
松山	77	浦屋病院	790-0804	松山市 中一萬町5-10	089-943-0150	47 (47)	—	○
松山	78	佐藤実病院	790-0811	松山市 本町6-3-1	089-925-5544	68 (68)	—	○
松山	79	おおぞら病院	791-8555	松山市 六軒家町4-20	089-943-5595	108 (108)	—	○
松山	80	土橋共立病院	790-0032	松山市 土橋町3-1-6	089-931-1804	55 (55)	—	○
松山	81	松山リハビリテーション病院	791-1111	松山市 高井町1211	089-975-7431	326 (326)	—	○
松山	82	県立子ども療育センター	791-0212	東温市 田窪2135	089-955-5533	100 (100)	—	○
松山	83	南松山病院	790-0952	松山市 朝生田町1-3-10	089-941-8255	242 (242)	—	○
松山	84	県立中央病院	790-0024	松山市 春日町83	089-947-1111	827 (824)	○	▲ ● ○
松山	85	浅野病院	790-0963	松山市 小坂3-3-26	089-945-3351	36 (36)	—	○
松山	86	牧病院	799-2648	松山市 菅沢町甲1151-1	089-977-3351	182 (0)	—	○
松山	87	梶浦病院	790-0003	松山市 三番町4-4-5	089-943-2208	50 (50)	—	○
松山	88	天山病院	790-0951	松山市 天山2-3-30	089-946-1555	160 (160)	—	○
松山	89	南高井病院	791-1112	松山市 南高井町333	089-976-7777	353 (353)	—	○
松山	90	道後温泉病院	790-0858	松山市 道後姫塚乙21-21	089-933-5131	234 (234)	—	○
松山	91	松山ベテル病院	790-0833	松山市 祝谷6-1229	089-925-5000	155 (155)	—	○
松山	92	鷹の子病院	790-0925	松山市 鷹子町525-1	089-976-5551	72 (72)	—	○
松山	93	福角病院	799-2652	松山市 福角町乙69	089-979-5561	114 (114)	—	○

救護病院一覧表 (平成29年6月末時点) ※愛媛県では、県内の全病院(141病院)を救護病院に指定

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 病院○
松山	94	愛媛生協病院	791-1102	松山市 来住町1091-1	089-976-7001	88 (88)	—	○
松山	95	東明病院	791-1123	松山市 東方町甲1026-1	089-963-3333	91 (91)	—	○
松山	96	済生会松山病院	791-8026	松山市 山西町880-2	089-951-6111	199 (199)	—	○
松山	97	渡辺病院	791-0054	松山市 空港通7-13-3	089-973-0111	47 (47)	—	○
松山	98	中川病院	791-0245	松山市 南梅本町甲58	089-976-7811	40 (40)	—	○
松山	99	松山第一病院	791-8016	松山市 久万ノ台282-2	089-924-6878	70 (70)	—	○
松山	100	貞本病院	790-0052	松山市 竹原町1-6-1	089-945-1471	60 (60)	—	○
松山	101	松山西病院	791-8034	松山市 富久町360-1	089-972-3355	102 (102)	—	○
松山	102	平成脳神経外科病院	791-1105	松山市 北井門2-7-28	089-905-0011	65 (65)	—	○
松山	103	和ホスピタル	799-2434	松山市 柳原739	089-992-0700	120 (0)	—	○
松山	104	北条病院	799-2438	松山市 河野中須賀288-5	089-993-1200	60 (60)	—	○
松山	105	なかじま中央病院	791-4501	松山市 中島大浦3081-1	089-997-1171	50 (50)	—	○
松山	106	愛媛大学医学部附属病院	791-0295	東温市 志津川	089-964-5111	644 (602)	○	▲ ◎ ○
松山	107	国立病院機構愛媛医療センター	791-0281	東温市 横河原366	089-964-2411	430 (410)	—	○
松山	108	愛媛十全医療学院附属病院	791-0385	東温市 南方561	089-966-5011	97 (97)	—	○
松山	109	久万高原町立病院	791-1201	上浮穴郡 久万高原町 久万65	0892-21-1120	77 (77)	—	○
松山	110	伊予病院	799-3101	伊予市 八倉906-5	089-983-2222	290 (290)	—	○
松山	111	くろだ病院	791-3161	伊予郡 松前町 大字神崎586	089-984-1201	153 (0)	—	○
松山	112	松前病院	791-3120	伊予郡 松前町 大字筒井1592-1	089-984-1300	56 (56)	—	○
松山	113	砥部病院	791-2114	伊予郡 砥部町 麻生40-1	089-957-5511	213 (100)	—	○
八幡浜・大洲	114	平成病院	795-0011	大洲市 柚木811-1	0893-24-2138	267 (0)	—	○
八幡浜・大洲	115	大洲中央病院	795-8507	大洲市 東大洲5	0893-24-4551	198 (198)	—	○
八幡浜・大洲	116	加戸病院	791-3301	喜多郡 内子町 内子771	0893-44-5500	92 (92)	—	○
八幡浜・大洲	117	喜多医師会病院	795-8505	大洲市 德森字小鳥越 2632-3	0893-25-0535	207 (207)	—	○
八幡浜・大洲	118	大洲記念病院	795-0061	大洲市 德森1512	0893-25-2022	95 (95)	—	○
八幡浜・大洲	119	市立大洲病院	795-8501	大洲市 西大洲字ヤスバ甲 570	0893-24-2151	150 (142)	—	○
八幡浜・大洲	120	石村病院	799-3401	大洲市 長浜甲176	0893-52-0275	75 (75)	—	○
八幡浜・大洲	121	八幡浜医師会立双岩病院	796-8035	八幡浜市 若山4番耕地160-1	0894-22-4355	174 (0)	—	○
八幡浜・大洲	122	くじら病院	796-8010	八幡浜市 大字五反田1番耕 地1046-1	0894-22-2309	139 (0)	—	○
八幡浜・大洲	123	市立八幡浜総合病院	796-8502	八幡浜市 大平1-638	0894-22-3211	256 (254)	○	◎ ○
八幡浜・大洲	124	広瀬病院	796-0088	八幡浜市 昭和通1280-9	0894-22-2600	76 (76)	—	○

救護病院一覧表（平成29年6月末時点） ※愛媛県では、県内の全病院(141病院)を救護病院に指定

医療圈域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 病院○
八幡浜・大洲	125	宇都宮病院	796-0047	八幡浜市 1579-39	0894-22-0183	120 (120)	—	○
八幡浜・大洲	126	真綱代くじらリハビリ テーション病院	796-8053	八幡浜市 真綱代甲229-5	0894-28-1123	180 (120)	—	○
八幡浜・大洲	127	三瓶病院	796-0907	西予市 三瓶町朝立2番耕 地1	0894-33-1200	47 (47)	—	○
八幡浜・大洲	128	西予市立西予市民病 院	797-0029	西予市 宇和町永長147-1	0894-62-1121	154 (152)	—	○
八幡浜・大洲	129	西予市立野村病院	797-1212	西予市 野村町野村9-53	0894-72-0180	109 (109)	—	○
宇和島	130	正光会宇和島病院	798-0027	宇和島市 柿原1280	0895-22-5622	290 (0)	—	○
宇和島	131	市立宇和島病院	798-8510	宇和島市 御殿町1-1	0895-25-1111	435 (426)	○ ▲ ◎ ○	
宇和島	132	地域医療機能推進機 構宇和島病院	798-0053	宇和島市 賀古町2-1-37	0895-22-5616	199 (199)	—	○
宇和島	133	鎌野病院	798-0051	宇和島市 広小路2-49	0895-24-6611	36 (36)	—	○
宇和島	134	宇和島徳洲会病院	798-0003	宇和島市 住吉町2-6-24	0895-22-2811	300 (300)	—	○
宇和島	135	宇和島市立吉田病院	799-3701	宇和島市 吉田町北小路甲 217	0895-52-0611	144 (144)	○	○
宇和島	136	宇和島市立津島病院	798-3393	宇和島市 津島町高田丙15	0895-32-2011	133 (133)	—	○
宇和島	137	旭川莊南愛媛病院	798-1393	北宇和郡 鬼北町 永野市1607	0895-45-1101	132 (132)	—	○
宇和島	138	鬼北町立北宇和病院	798-1300	北宇和郡 鬼北町 近永445-1	0895-45-3400	100 (100)	—	○
宇和島	139	西本病院	798-4110	南宇和郡 愛南町 御莊平城4289-1	0895-73-2121	38 (38)	—	○
宇和島	140	県立南宇和病院	798-4131	南宇和郡 愛南町 城辺甲2433-1	0895-72-1231	199 (199)	○	○
宇和島	141	国保一本松病院	798-4408	南宇和郡 愛南町 一本松5056-2	0895-84-2255	60 (60)	—	○
計	141	医療機関		宇摩 : 9 新居浜・西条 : 22 今治 : 30 松山 : 52 八幡浜・大洲 : 16 宇和島 : 12				三次救急医療施設:4 災害基幹拠点病院:1 災害拠点病院:7 病院:141

災害医療・原子力災害医療

機能	施策	施策効果	(最終)目的
災害拠点病院	1 災害拠点病院の整備	再掲 □	
	関連データ	災害拠点病院数 → 災害拠点病院の耐震化率 ↑ 衛星電話の保有率 → 病院敷地内又は病院近隣地にヘリポートを有している病院の割合 → D M A Tや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有している病院の割合 → N B C(核・生物剤・化学剤)災害・テロ対策資機材を整備している病院数 * ↑	
	2 災害医療従事者の育成	再掲 □	
	関連データ	D M A Tのチーム数 ↑ 日本D M A Tインストラクターの数 ↑ 保健所長を捕佐し、救護班等の派遣調整などを行なうロジスティック要員の数(医療従事者) * ↑	
	3 災害時の円滑な医療救援体制の確保	再掲 □	
	関連データ	業務継続計画(B C P)の策定率 → 広域災害救急医療情報システム(E M I S)の登録率 → E M I Sの入力担当者を複数指名している病院の割合 → 複数のD M A Tを保有している病院の割合 →	
	12 災害時に、多数の傷病者が必要な医療を受けられる	再掲 □	
	関連データ	災害実動訓練(県総合防災訓練、内閣府主催大規模地震時医療活動訓練、四国ブロックD M A T実動訓練等)への参加D M A Tのチーム数 ↑ 災害拠点病院と管内の二次救急医療機関や都市医師会等の関係団体との訓練回数 * ↑ 業務継続計画(B C P)に基づいた院内訓練を実施している病院の割合 ↑ N B C災害・テロ対策研修の参加者数 ↑ 月例のE M I S入力訓練への参加率 ↑ 多数傷病者受入訓練(机上演習)の参加者数 ↑ 災害対策本部運営訓練の実施回数 ↑ 地域災害医療対策会議運営訓練の実施回数 * ↑ 航空搬送拠点臨時医療施設(S C U)運営訓練の実施回数 ↑	
	4 災害拠点病院以外の病院の整備	再掲 □	
	関連データ	二次救急医療機関の耐震化率 ↑	
災害拠点病院以外の病院	5 災害医療従事者の育成	再掲 □	
	関連データ	E M I S操作研修会の受講者数 ↑ 県外医療チームの活動を補完・支援するチームの数 * ↑	
	6 災害時の円滑な医療救援体制の確保	再掲 □	
	関連データ	業務継続計画(B C P)の策定率 ↑ 広域災害救急医療情報システム(E M I S)の登録率 → E M I Sの入力担当者を複数指名している病院の割合 ↑	
	14 災害時に、救命できるはずの被災者が救命されている	再掲 □	
	関連データ	愛媛D M A Tの活動実績 県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等県内関係団体の活動実績 原子力災害派遣医療チームの活動実績 航空機を使用した被災地外への傷病者搬送実績 県外からの救護班等外部支援の活動実績 ※数値目標や方向性は設定しない	
自治体	7 地域の実情に応じた災害医療体制の構築	再掲 □	
	関連データ	県医療対策課及び保健所(松山市保健所を含む)の衛星電話の整備数 → 災害医療コーディネーター数 → 保健所及び市町担当者とのE M I S研修の回数 * ↑ 保健所長を捕佐し、救護班等の派遣調整などを行なうロジスティック研修の受講者数(行政担当者) * ↑ 地域災害医療対策会議等の開催回数 ↑	
	8 広域医療搬送体制の整備	再掲 □	
	関連データ	S C Uの整備 → ドクターヘリの配備数 * → ランデブーポイントの登録数 * ↑	
	9 原子力災害拠点病院の整備	再掲 □	
	関連データ	原子力災害拠点病院の数 * → 被ばく傷病者等に対応する資機材の整備 * → 原子力災害派遣医療チーム研修の受講者数 * ↑	
	10 原子力災害医療協力機関の整備	再掲 □	
	関連データ	原子力災害医療協力機関の数 * → 被ばく傷病者等に対応する資機材の整備 * → 原子力災害医療協力機関研修の受講者数 * ↑	
	11 緊急被ばく医療アドバイザーの設置	再掲 □	
	関連データ	緊急被ばく医療アドバイザーの数 ↑	
	13 原子力災害時に、必要な医療を受けられる	再掲 □	
	関連データ	原子力災害実動訓練の実施回数 ↑	

・再掲している施策等は、再掲欄の✓で表示
 ・関連データの矢印は、当該データの方向性を示す
 ・第7次愛媛県地域保健医療計画における新規事業を*で表示